

学位論文題名

# 日本植民地下の台湾先住民教育史研究

## —蕃童教育所を中心に—

### 学位論文内容の要旨

本研究の課題は、日本植民地下台湾における先住民政策の展開過程とその特徴を、先住民児童を対象として台湾総督府が設置した蕃童教育所の歴史に即して考察することにある。

既往の研究では、蕃童教育所という施設を所与のものとして、総督府が蕃童教育所を通じていかに「同化」「日本化」を先住民に強要したかという点に関心が集中してきた。そこでは、台湾先住民政策は一貫した「同化主義」だと概括され、蕃童教育所の普及に伴い政策意図が漸次実現していったとする単線的な歴史像が描かれてきた。こうした問題は、史料批判の不確かさと表裏一体である。

これに対して本研究は、総督府がなぜ蕃童教育所という制度を創設するに至ったのかをまず問い、先住民の子どもが蕃童教育所に通うようになる現実的な基盤の形成過程を解明しようとした。総督府が先住民教育をどのように位置づけたのか、いかなる要請のもとでどのような施策を講じたのか（講じなかったのか）を検証することが、先住民教育の普及過程を政策意図の貫徹する過程としてのみ捉えてきた従来の研究を見直す起点となるはずだと考えるからである。

対象時期は、日本が台湾を植民地化した1895年から、霧社事件を契機として新たな先住民統治策が求められる1930年代初頭までとした。資料として、台湾総督府文書、個人文書、警察法規集、新聞雑誌等の文献資料のほか、口述資料を用いた。本論は二部八章からなる。

第一部では、総督府が先住民対象の教育施設として蕃童教育所を創設するに至ったのは、山地開拓に伴い先住民の襲撃が頻発化し、結果的に製腦事業が行き詰るなか、いかに最小限の損失で先住民制圧を達成するかという課題に促迫されてのことであったと実証した。各章で明確になったのは以下の点である。

(1) 台湾の主要な輸出品である樟腦の生産地は北中部山麓の先住民居住地に広がり、クスノキをはじめ山林資源を得るためには山地に散住する先住民を排除ないし掌握することが不可欠であった。1896年4月、総督府は先住民の掌握および山林事業を所管する行政組織として撫墾署を創設したが、樟腦の密造や銃器弾薬の密移入、先住民の抵抗等により業務は停滞した。撫墾署の廃止(1898年6月)は、先住民政策は殖産行政の一環であるよりは警察行政の対象であるとする方向性が定まっていく始点ともなった。

(2) 先住民の襲撃のため樟腦生産が思うように進まない状況下で、これを打開するための方策の一環として先住民に対する教育が総督府内で議論された。総督児玉源太郎らは、山林事業の障害たる先住民は殲滅の対象であり保護や慈恵の対象としての「国民」「臣民」ではないとして、先住民に対する教育など不要だと主張した。これに対し総督官房参事官持地六三郎は、武力により絶滅させようとするのは「経済上ノ得策」で

はなく、子どもを就学させることが先住民制圧を進めるうえで有効だと論じた。教育は「討伐滅絶」よりも安上がりな方策として位置づいていた。

(3) 総督府が先住民制圧の方策を模索するなか、地方庁は独自の試みを重ねていた。宜蘭庁の「蕃人化育所」(1901年1月～1902年3月)は、戦争状態が継続するという状況こそが先住民教育に着手する契機となったことを示すひとつの事例である。開所直後から退所者が相次ぎ、結果として短期間で頓挫を余儀なくされたこの試みが示唆するのは、たとえ武力による恫喝をもって一時的に青少年を収容できたとしても、それを継続するのは難しいということである。その後の先住民政策は、このような失敗の延長線上に展開する。

(4) 1908年3月、総督府は「蕃童教育標準」「蕃童教育綱領」「蕃童教育費額標準」(第一次教育標準)を定め、これをもって蕃童教育所が制度的に成立した。蕃童教育所は、第一義的には山地開拓およびその前提条件たる治安確立の手段として位置づいており、理念的にも制度的にも「国民教育」の枠外にあった。教育内容の次元では日本語の習得や「日本的」な風俗習慣を身につけることが柱であったとはいえ、為政者にとってさしあたりの焦点は駐在所に青少年を通わせ、それを通じて先住民の掌握を進めることであった。就学年齢や修業年限等の規定を欠いていたのは、制度として未整備であったというより、そうした要請に見合ったものである。先住民居住地内の警察官吏駐在所に付設し巡査が教員を兼ねるという制度上の特徴は、撫墾署以来の試行錯誤の所産にほかならない。

第二部では、1910～20年代を通じて、就学普及の基盤となる総督府の施策は限られており、むしろ蕃童教育所の設置と不可分に進行した武力制圧と生活基盤の動揺のなかで、先住民は総督府の施策の枠内で活路を探らざるをえない状況に追い込まれていったことを明らかにした。主な成果をまとめれば以下のようなものである。

(1) 「五箇年計画理蕃事業」(1910～1914年) 終結後も相次ぐ武装蜂起の制圧に総督府が腐心するなか、蕃童教育所の設置が進む。総督府は、銃器没収を進める傍ら、猟銃貸与の条件として子どもの就学や労働力の供出を求めた。入山者の増加や山麓への強制移住が新たな疾病蔓延の要因となり、総督府は弥縫的ながら施策等の措置を講じた。生業や疾病をめぐる変化に直面し、先住民の間には、日本人に対する反発を強める側面と、総督府の施策に活路を見出そうとする側面とがせめぎあいながら存在した。ここに就学普及の基盤が醸成されていく。地域による差があったうえ、留年や中退が多かったとはいえ、1915年から1925年の間に、教育所設置数は43から177へ、就学者数は1,260(男1,002・女258)人から4,783(男2,987・女1,780)人へと増加した。

(2) 巡査でもある教員が教育活動に専念することは物理的にも心情的にも困難であり、それが教育所児童に劣悪な学習環境を強いる要因ともなった。総督府は教育担任者の熱意や「精神的修養」を求めたが、就学者の増加にともない教育実践上の隘路は顕わとならざるをえなかった。

(3) 就学者の一定の広がり背景として、教育所教育を「警官の手」から「教育専門家の手」へ移す準備が総督府内で進められた。結果的にこの構想は実現に至らず、総督府は1928年1月「教育所ニ於ケル教育標準」(第二次教育標準)を定めた。同標準は、就学年齢満7歳以上、修業年限4年と定め、就学・出席督励の方策を規定した。警務局が先住民児童の就学率を把握しようとするのは、この時期以降である(1927年末38.9%)。

(4) 蕃童教育所は、授業料不徴収、官費による設立・運営を原則とした。これは就学者増大を促した要因のひとつとして評価されてきたが、教育所普及の基盤としての意義はごく限られていた。むしろ第一次世界大戦後の緊縮財政のもとで財政的裏づけの乏しさは顕わとなり、総督府は「教育振興ノ基礎」を先住民の自発

性に求めた。第二次教育標準の制定に伴い、入所定員の廃止とセットで給食を原則廃止としたことや、「学費」自弁に限り補習科設置を認めたことは、このような方針に照応している。教育所の拡充は、先住民自身の奮励に依っていた。

以上、本研究は、総督府の先住民政策の展開を先住民の対応や政策に内在する矛盾に着目しながら跡付け、蕃童教育所の創設過程と「普及」の実態を明らかにした。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 逸 見 勝 亮

副 査 助 教 授 川 島 真 (公共政策学連携研究部  
法学研究科)

副 査 助 教 授 駒 込 武 (京都大学大学院教育学  
研究科)

副 査 教 授 所 伸 一

学 位 論 文 題 名

## 日本植民地下の台湾先住民教育史研究

—蕃童教育所を中心に—

本論文は、台湾総督府が台湾先住民教育機関として設置した蕃童教育所を中心に、日本植民地下台湾における先住民教育政策を、台湾総督府・地方庁の公文書資料・統計などを渉猟して、実証的に論じた優れた研究である。対象時期は、台湾領有（1895年）から、霧社事件によって帝国日本が先住民統治対策の改編を迫られた1930年代初頭までである。

本論文の成果は大略以下のようなものである。

(1) 先行研究は『理蕃誌稿』第一編（台湾総督府民政部蕃務本署編、1911年）所載の「琉球ノ中城湾ニ於ケル樺山総督ノ諭示中蕃人制馭ノ要旨」から「愛育撫字」の字句を引いて、それが台湾総督府の先住民政策の基本方針だと断じてきた。これに対して本論文は、「台湾総督府陸軍幕僚歴史草案」（台湾総督府陸軍幕僚、1895～1905年）によって訓示の全文を確かめ、樺山は「我ニ抗スル」者は「撃攘シテ膺懲敢テ仮借スル所ナカルヘシ」と武力制圧を第一とし、そのうえで「順民ニ対シテハ専ラ愛撫スルニ怠ラサルヘシ」と指示したのだと述べている。本論文は、先行研究の資料批判の欠如を打破し、同時に「愛育撫字」なる『理蕃誌稿』的先住民統治観の全体を俎上にのぼせることに成功している。

(2) 台湾の主要輸出品である樟腦生産は道路開削、クスノキ伐採を要し、原料の確保は先住民生活圏を破壊し、先住民社会の変容を迫らないではおかなかった。入山者・製腦場に対する先住民の襲撃事件が頻発し、台湾における殖産就中製腦事業にとっても軍隊と警察の配備は当初から不可欠であった。総督府は先住民居住区（特別行政区域）境界域に配備

した軍隊・警察を動員して武力鎮圧を図り、同時に狩猟に必須の銃使用を禁圧し、銃・弾薬・塩の流通経路を遮断して先住民を屈服させようとした。先住民制圧が容易に進展しないなか、総督府は、先住民児童の教育は「誠首ノ悪念ヲ絶」つ程度ですみ、武力による絶滅策よりは安価で、抵抗するなら就学児童を「人質」とし、成功すれば先住民教化の先導者たりうると、先住民の就学を勧説するにいたった。1908年には「蕃童教育標準」を定め、蕃童教育所を設置することとしたのである。本論文は、総督府が先住民教育を武力制圧・治安対策の模索・試行の過程で、それらの一環として構想したことを実証的に論じた。

(3)総督府は、蕃童教育所を警察官吏駐在所に付設して、1903年以降「蕃人蕃地ニ関スル事項」のすべてを所掌していた警察——そもそも先住民居住区域住民千人当たりの巡査数は17.2人で、普通行政区域の1.2人の14倍近い(1910年)——に先住民児童の教育を委ねた。蕃童教育所では日本の風俗習慣への「化熟」が目的であり、授業の大半を「耕作種芸手工」に費やした。「化熟」とはいいながら、「年少子弟ヲ駐在所ニ出入」させることで「蕃人トノ親和意思ノ疎通」を図り、駐在所に先住民を掌握させようとした。しかも、蕃童教育所教員は駐在所巡査が兼ねた。総督府は、巡査に先住民言語の習得を奨励したが、「故障ナク」情報収集可能な巡査がいる先住民居住区駐在所は、44カ所(全体の12分の1、1931年)に過ぎず、期待した直接的「民情視察」にはほど遠かった。先住民は、居住区への自由な往来と、普通行政区域への往来を忌避していたから、蕃童教育所は先住民を掌握するうえで最も重要な拠点であった。本論文が蕃童教育所に新たに与えた明確な位置づけである。

(4)総督府は、1928年に「教育所ニ於ケル教育標準」を制定し、従来規定がなかった蕃童教育所入学年齢を満7歳以上、修学年限を4年と定め、定期的な「出席状況報告会」開催、「出席優良旗」「腕章」授与など就学督励規定を設けた。また、卒業者のための補習科(修業年限2年以内)設置を可能とした。地方庁は、就学を担保に猟銃と弾丸を貸与するという狡猾な督励策をとった。先住民は疾病蔓延の元兇として日本人を憎悪したが、総督府の施療・施薬の「官恩」に報いると述べ、あるいは劣悪な教育条件に肯んぜず蕃童教育所へ寄附する先住民も出現するようになった。蕃童教育所は1910年には24カ所に過ぎなかったが、1935年には188カ所に達し、就学率は38.9%(1927年度)から71.3%(1935年度)へと次第に増加した。この間に、駐在所は155カ所から525カ所に増設され、特別行政区域の先住民村落は662社から435社に減少した。先住民社会の変容は明瞭である。総督府内で先住民教育を「警察の手」から「教育専門家の手」へ移管すべしとの議論も聞わされたが、駐在所付設に変更はなかった。先住民は総督府の施策のなかで活路を見出すことを余儀なくされたとの結論は、本研究の独自の高みを示している。

本論文は、斬新な研究方法で台湾先住民教育史研究の新たな地平を切り開き、同時に台

湾近代史研究ならびに台湾植民地教育史研究に対して多大の貢献をなした。

審査委員会は、本論文の著者に対し北海道大学博士（教育学）の学位を授与するにふさわしいと判断した。